

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

上野原市「快適な暮らしのあるまちづくり」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

上野原市

3 地域再生計画の区域

上野原市の全域

4 地域再生計画の目標

平成17年2月13日北都留郡上野原町と南都留郡秋山村が合併して上野原市が誕生した。

上野原市は山梨県の最東部に位置し、人口28,832人(平成17年3月31日現在)、面積170.65平方キロメートルで市域中央部を桂川が流れ、秋山川や鶴川などの支流が流れこんでいる自然豊かな小都市である。

桂川は、地質学上全国的にも有名な河岸段丘を形成しており、以前は、美しい自然景観と清い水の流れが加わって屋形船による遊覧やアユ釣りが盛んに行われ人々の憩いの場所となっていた。

しかしながら、近年、この地域は首都中心部から約60～70km圏に位置することから、市域中心部では首都圏のベッドタウンの色彩を強め、都市化が急激に進行している。このため、桂川、秋山川などの清流に生活雑排水が流れ込み富栄養化が進み、市内湛水区域においてはアオコが大量発生するなどの環境問題を引き起こしている。

このような状況に対処するため、地域の生活環境整備が急務となり、昭和53年度より公共下水道事業に着手し、平成4年度から浄化槽の個人設置型事業を展開しているが、平成16年度末の生活排水クリーン処理率(汚水処理人口普及率)は、37.2%と山梨県の平均値66.2%を大幅に下回っている状況である。

そのため、公共下水道および浄化槽の整備を進め、より一層の汚水処理対策を促進するとともに、上流域にあたる西原地区等での森林環境整備、流域での河川清掃の実施などに取り組み、市民の潤いある生活環境を取り戻す努力を重ねていく。

これに合わせ、山梨県が現在整備を進めている「(仮称)桂川河川公園」を積極的に活用し市民の憩いの場を提供するなど、新市の将来像である『夢と希望あふれる快適発信都市』の実現に向け、生活基盤の整備を行い「快適な暮らしのあるまちづくり」を目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進を計り、生活排水クリーン処理率(汚水処理人口普及率)を37.2%から43%に向上

(目標2) 桂川の市内湛水区域における釣り客の年間延べ人数を、750人から900人に増加

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

旧上野原町では平成8年度に流域関連公共下水道事業として人口の集中している上野原地区(上野原第1処理分区)の事業に着手し、以来事業区域を拡大しながら現在に至っており、平成16年度に一部供用を開始している。本市の集合処理については、地形、人口規模及び経済性を考慮し流域関連公共下水道として整備してゆく。また、個別処理においては人口密度の低い地域に対して個人設置型の浄化槽を整備してゆく。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・平成16年11月に事業認可

[事業主体]

・いずれも上野原市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道

上野原市上野原羽佐間・小沢地区

・浄化槽(個人設置型)

上野原市全域(ただし、公共下水道事業区域を除く。)

[事業期間]

・公共下水道 平成18年度～平成22年度

・浄化槽 平成18年度～平成22年度

[整備量]

・公共下水道 管渠 200 L=2, 220m

整備人口 620人

・浄化槽(個人設置型) 225基

整備人口 650人

[事業費]

・公共下水道	事業費 209,500千円 (うち、交付金 104,750千円) 単独事業費 114,400千円
・浄化槽(個人設置型)	事業費 88,425千円 (うち、交付金 29,475千円)
合計	事業費 297,925千円 (うち、交付金 134,225千円) 単独事業費 88,425千円

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置によらない取り組み

森林環境整備事業の推進

上流域にあたる西原地区等で市が主体となり森林整備を進め、水源涵養機能の向上を図る。

(仮称)桂川河川公園の活用

山梨県が現在整備を進めている「(仮称)桂川河川公園」が平成14年に一部供用開始し、平成20年度末に完成予定となっているので、市と市民が協働で環境美化を行い、市民の憩いの場として有効活用を図る。

河川清掃の実施

市と市民が河川清掃等を実施し、水辺環境の保全を図る。

6 計画期間

平成18年度～平成22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し